

○主任速記官等の任命基準等について

平成6年8月1日

人任A第8号

高等長官、地方、家庭所長あて人事局長依命通達

改正 平成6年12月26日人任A第23号

平成17年3月22日人任二A第000292号

平成18年3月31日人任二A第000682号

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第5条の2に規定する主任速記官、同規則第7条に規定する速記管理官及び平成6年7月18日付け最高裁総一第183号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」記第10の1に定める速記副管理官（以下「主任速記官等」と総称する。）の任命基準について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 任命基準

主任速記官等は、次に掲げる基準に該当する者の中から命ずるものとする。

- 1 裁判所速記官の任命資格の取得後の期間 15年以上
- 2 職務の級 行政職俸給表（一）5級以上
- 3 年齢 35歳以上

第2 任命に際しての協議

主任速記官等を命ずる場合には、あらかじめ最高裁判所と協議しなければならない。

付 記

- 1 この通達は、平成6年8月1日から実施する。
- 2 昭和56年4月6日付け最高裁人任A第12号人事局長依命通達「主任速記官等の任命基準等について」は、平成6年7月31日限り、廃止する。

付 記（平成6年12月26日人任A第23号）

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

付 記（平成17年3月22日人任二A第000292号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付 記（平成18年3月31日人任二A第000682号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。